

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 証券取引法第24条の2第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成19年10月9日

**【事業年度】** 第4期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

**【会社名】** デリカフーズ株式会社

**【英訳名】** DELICA FOODS CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 館本勲武

**【本店の所在の場所】** 東京都足立区保木間二丁目29番15号  
（上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の  
場所で行っております。）

**【電話番号】** 03(3858)1037（代表）

**【事務連絡者氏名】** 取締役経営企画部長 澤田清春

**【最寄りの連絡場所】** 東京都足立区保木間一丁目23番2号

**【電話番号】** 03(3858)1037（代表）

**【事務連絡者氏名】** 取締役経営企画部長 澤田清春

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第4期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) <省略>

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

① 会社の機関の内容

当社は、業務執行上の重要な経営課題につきましては、取締役会で決議しております。取締役会は、毎月1回の定例会合を開催し、特段の必要が生じた場合には臨時の会合を開催し、原則として取締役及び監査役全員の参加をもって議事を行うこととしております。また、監査役会は、監査役相互の情報共有、効率的な監査に意を払う体制としております。さらに、各監査役の取締役会への出席を中心として取締役の職務遂行における監査を実施しております。

当社の取締役会は10名以内とする旨を定款で定めております。

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

<以下省略>

(訂正後)

(1) <省略>

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

① 会社の機関の内容

a 会社の機関の基本説明

当社は、業務執行上の重要な経営課題につきましては、取締役会で決議しております。取締役会は、毎月1回の定例会合を開催し、特段の必要が生じた場合には臨時の会合を開催し、原則として取締役及び監査役全員の参加をもって議事を行うこととしております。また、監査役会は、監査役相互の情報共有、効率的な監査に意を払う体制としております。さらに、各監査役の取締役会への出席を中心として取締役の職務遂行における監査を実施しております。

b 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役がその期待される成果を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。

c 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

d 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

e 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

f 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

<以下省略>